

1 千葉市独自基準について

基準条例を制定するにあたり、原則として国の省令と同様の基準を定めていますが、以下のとおり一部千葉市独自の基準を定めています。

(1) 特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの一の居室の定員

国基準	千葉市基準	市の考え方
一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	国基準に以下の内容を追加する。 市長が特に必要と認められる場合は、一の居室の定員を4人以下とすることができる。	今後多床室の設置が必要となった場合に備え、設置根拠を明記する。

<対象条文>

- ・千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条第4項第1号）
- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第152条第1項）

(2) 特別養護老人ホーム（ユニット型を除く。）の介護職員室及び看護職員室

国基準	千葉市基準	市の考え方
介護職員室、看護職員室に関する個別の規定なし	介護職員室及び看護職員室は、それぞれ必要な広さを有するものとする。ただし、介護職員及び看護職員の業務に支障がないときは、介護職員室と看護職員室を同一の場所とすることができる。	ユニット型短期入所生活介護等については、個別に設置の義務はなく、現行の施設において特段の問題がみられないため、緩和を行う。

<対象条文>

- ・千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条第4項第8号）

(3) 特別養護老人ホーム（ユニット型を除く。）の廊下の幅

国基準	千葉市基準	市の考え方
廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすることができる。	廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。	ユニット型の施設の基準に合わせる。

<対象条文>

- ・千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条第6項第1号）

(4) 非常災害対策

国基準	千葉市基準	市の考え方
指定〇〇〇事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	国基準に以下の内容を追加する。 指定〇〇〇事業者は、地震その他の非常災害に備え、当該指定〇〇〇事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	平成23年の東日本大震災においては、美浜区でライフラインの供給が停止する事態が発生しました。今後も大規模な地震の発生が予測されており、利用者の生命の維持に関わることから、その対策を求めらる。

<対象サービス>

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

<対象条文>

- ・ 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条第3項）
- ・ 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条第3項）
- ・ 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条第3項）
- ・ 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（第31条第2項）
- ・ 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（第32条第2項）
- ・ 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第76条（準用される場合を含む。）、第102条（準用される場合を含む。））
- ・ 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第30条、第59条（準用される場合を含む。））

2 基準条例以外に条例で定めたもの

基準条例以外にも以下の項目を条例で定めることとされており、本市では千葉市介護保険条例の一部を改正しています。

(1) 介護サービス事業者の指定等に係る法人格に関する基準

国基準	千葉市基準	市の考え方
法人であること。	法人であること。ただし、法人の役員等に暴力団員が含まれる場合を除く。	介護サービス事業者から暴力団を排除する。

<対象事業者> 指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者

<対象条文> 千葉市介護保険条例第2条の2

(2) 地域密着型特別養護老人ホームの入所定員

国基準	千葉市基準	市の考え方
指定介護老人福祉施設の入所定員30人以上。 地域密着型介護老人福祉施設の入所定員29人以下。	国基準と同様の内容とする。	国基準と同様の内容とする。

<対象条文> 千葉市介護保険条例第2条の3